障害福祉サービス等事業者の皆様へ
枚方市障害者居室体験事業の実施について

居室体験事業とは

枚方市では、障害者が地域において自立した生活を営めるように、“障害福祉サービスを利用しながらのひとり暮らし”を体験する場として、障害者居室体験事業を実施します。

※３年間（令和８年４月～令和11年３月まで）は試行実施とし、課題の洗い出しなどを行いながら、令和11年度からの本格実施移行を目指します。

居室体験事業の概要

対象者：身体・精神・知的障害者
- 枚方市にお住いの障害福祉サービス利用対象者
- 将来に向け、ひとり暮らしや地域での生活の体験を希望している方

費用
対象者の自己負担なし
※食費などの実費は自己負担

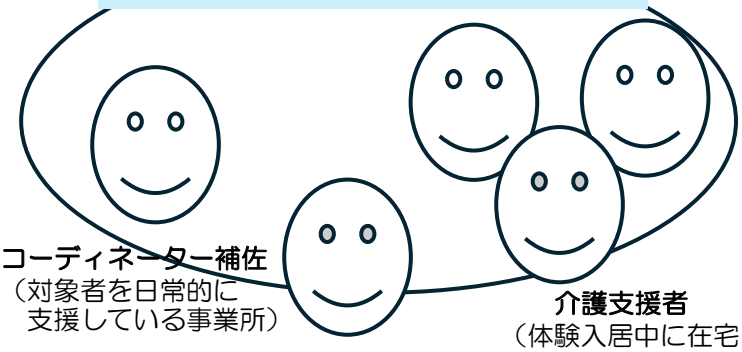
居室体験事業の実施
※試行期間中は各障害１～２名を対象

場所
- 障害者相談支援センターが保有する居室、もしくはセンターが新たに確保する民間賃貸住宅

体験の期間
- 在宅者　→１日～１か月
- 施設入所者→１日～１週間

体験入居支援チームで進めます

体験入居支援チーム



コーディネーター補佐
（対象者を日常的に支援している事業所）

拠点コーディネーター
（相談支援センター）

介護支援者
（体験入居中に在宅の介護支援を中心的に実施する事業所）

①申込を受けた相談支援センターから地域拠点コーディネーターを選出します。
②コーディネーター、市担当ケースワーカーの協議により体験入居支援チームを招集します。
③体験入居支援チーム・市担当ケースワーカーにより、対象者のアセスメントを実施のうえ、コーディネーターが実施計画・利用計画などを作成します。

※実施計画：居室体験事業の実施計画※利用計画：障害サービス等利用計画

問合せ：枚方市障害企画課
〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20　TEL：072-841-1152　FAX：072-841-5123

実施の流れ

①対象者からの事業利用申し込み

障害者相談支援センターを通じて、対象者の募集を行います。

②アセスメントを実施

体験入居支援チームでアセスメントを行います。

③対象者の事業利用を決定

④市と委託契約の締結

- 市と、相談支援センターが拠点コーディネーターの委託契約を結びます。
- 市と、居室の確保を行う相談支援センターが委託契約を結びます。

⑤居室体験事業の計画を策定・実施に向けての準備

障害者相談支援センターを中心に、体験居室を確保します。
体験入居支援チームで協議のうえ、居室体験事業の計画を作成します。
必要に応じて障害サービスの支給決定を行いますので、地区担当ケースワーカーへご相談ください。

⑥居室体験事業の実施

⑦居室体験事業のふりかえり

居室体験事業の取組を評価し、今後の支援につなげます。

⑧市より委託料の支払

市より、拠点コーディネーターにチーム全員の報酬を支払います。
それを受けて、拠点コーディネーターがチーム全員に相当額を分配します。

1件あたりの報酬（委託料）

拠点コーディネーター契約			居室確保事業者契約
拠点コーディネーター 28,240円	コーディネーター補佐 10,200円	介護支援者 18,340円	（家賃及び光熱水費等で随時積算） ・事業所常時契約物件 →日割り相当 ・一時的に確保した場合 →月額相当